



(入札書の書換え等の禁止)

第 10 入札参加者は、自己の入札の完了後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(開札)

第 11 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行うものとし、当該入札者は、その開札に立ち会ってください。ただし、やむを得ない理由により入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない協会職員が立ち会うものとします。

(入札の無効)

第 12 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1)競争入札参加資格を有しない者のした入札
- (2)入札保証金の納付を要する入札について、入札時限までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3)記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札
- (4)入札事項を記入せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (5)自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもってした 2 通以上の入札
- (6)委任状を提出していない代理人のした入札
- (7)金額を改ざんし、又は訂正した入札
- (8)郵便による入札または電信による入札
- (9)積算内訳書の提示又は提出を求めている入札において、積算内訳書の提示又は提出がないと認められた者のした入札
- (10)その他入札の条件に違反した入札

(再度入札)

第 13 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。

- 2 前項の再度入札は、原則として、2 回(初度入札を含め 3 回)を限度とします。
- 3 初度入札又は再度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は、再度入札又は再々度入札に参加することができません。

(落札者の決定)

第 14 入札をした者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低又は最高の価格をもって入札をした者を落札者とします。ただし、第 16 の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をし

た者以外の者を落札者とすることがあります。

(くじによる落札者の決定)

第 15 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者がくじを引いて、落札者を決定します。

2 当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、この者に代わって、当該入札事務に関係のない協会職員がくじを引きます。

(落札者となるべき者以外の者を落札者とすることがある場合)

第 16 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(以下「落札者となるべき者」といいます。)の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者又は価格その他の条件が協会にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とすることがあります。

2 最低制限価格が設けられているときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(積算内訳書の作成)

第 17 入札参加者は、積算内訳書を作成する等して、適正に見積もりを行ってください。

2 あらかじめ指定された入札においては、次項以下に定めるとおり積算内訳書の確認を行います。

3 原則として、落札者となるべき者のみ入札担当職員に積算内訳書を提示してください。ただし、必要があると認められるときは、提示に代えて提出を求めたり、落札者となるべき者以外の者にも、提示又は提出を求めることがあります。

4 前項の確認において、積算内訳書の提示又は提出がないと認められた場合は、その者のした入札は無効とします。

5 必要があると認められるときは、積算内訳書を提示又は提出した者に説明を求めるとともに、必要な指示をすることがあります。

6 前項の指示に従わない場合又は当該積算内訳書において積算が適切に行われていないと認めた場合は、その者を落札者とせず、落札決定後であっても、それを取り消すことがあります。

7 落札者となるべき者を落札者とせず、又は落札決定を取り消した場合は、当該入札における次順位者(予定価格の制限の範囲内で落札者となるべき者から順に最低の価格をもって

入札した者又は価格その他の条件が協会にとって最も有利なものをもって入札した者をいいます。)に積算内訳書の提示又は提出を求め、落札者となるべき者と同様の確認を行い、適切に積算が行われていることを確認した上で、落札決定を行います。

(入札の中止等)

第18 天災地変その他の理由により、入札を延期若しくは中止することがあります。

2 指名競争入札の初度入札において入札者(入札が無効とされた者を含みます。)が1者となった場合は、入札を中止します。

(入札談合に関する情報があつた場合等の措置)

第19 入札談合に関する情報があつた場合その他談合の疑いがある場合は、事実確認等のため、入札を延期することがあります。

2 入札談合の事実が確認された場合又は入札談合の事実が確認されなかった場合であっても談合等不正行為の疑いが払拭できないと考えられるときは、入札及び契約の公正性を確保するため、次の各号に掲げる措置を講じることがあります。

(1)入札の中止

(2)入札手続きの変更

(3)落札者決定の取消し(既に契約に至っている場合は契約の解除)

(4)その他必要と認める措置

(契約保証金)

第20 落札者は、契約を締結する日時までに契約金額に100分の10を乗じて得た額以上(単価によるもの、長期間の継続的給付を目的とするものその他この率によることが著しく実態に即さないものについては、そのつど協会理事長が定める定額)の契約保証金を納付してください。ただし、落札者が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、その他契約保証金の納付を要しないものとされたときは、この限りではありません。

2 契約保証金の納付は、担保の提供をもってこれに代えることができます。この場合は、第4の規定を準用します。

3 契約保証金(契約保証金に代えて提供された担保を含みます。以下同じです。)は、契約内容に従った履行を終わった後に還付します。

4 契約保証金には、利子を付しません。

(契約書の作成)

第21 落札者は、落札決定の通知を受けた日から協会理事長が指定する日までに、契約書に記名押印してください。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、その期

間を延長することができます。

2 契約書の作成を省略する場合は、落札者は請書を提出してください。

(規程および指示の遵守)

第22 入札に際しては、協会の規程および指示を遵守してください。

附則

1 この手引は、平成19年12月1日から施行します。

2 従前のなご福祉施設協会指名競争入札参加者心得は廃止します。